

一関地区広域行政組合包括的支援事業実施要綱

平成19年3月30日

一関地区広域行政組合告示10号

改正 平成23年9月14日 告示第18号

平成25年3月29日 告示第13号

(目的)

第1 この告示は、高齢者に関する介護等に係る相談及び助言を行い、介護に関する事項を包括的に支援することにより、高齢者及び家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2 包括的支援事業（以下「支援事業」という。）の事業主体は、一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）とする。

(実施主体)

第3 支援事業の実施主体は、組合又は組合が支援事業を委託する一関市及び平泉町（以下「構成市町」という。）並びに社会福祉法人等が設置する在宅介護支援センターとする。

(対象者)

第4 支援事業の対象者は、構成市町に居住するおおむね65歳以上の高齢者及びその家族とする。

(事業内容)

第5 支援事業の内容は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号から第5号までの規定によるほか、次のとおりとする。

- (1) 介護予防及び在宅介護等に関する総合相談及び助言に関すること。
- (2) 民生委員等との連携に関すること。
- (3) 保健福祉サービスの調整に関すること。
- (4) 福祉機器の紹介に関すること。
- (5) 高齢者の権利擁護相談に関すること。
- (6) その他管理者が必要と認める事項

(実施方法)

第6 支援事業は、第3の構成市町又は社会福祉法人等に委託して実施する。

(職員の配置)

第7 委託を受けた社会福祉法人等は、支援事業を行うために管理責任者を定めるとも

に、社会福祉士等のソーシャルワーカー、保健師、看護師、介護福祉士又は介護支援専門員のいずれか1人を配置しなければならない。

(実績報告)

第8 委託を受けた構成市町及び社会福祉法人等は、管理者が別に指定する日までに、別記包括的支援事業実績報告書を提出する。

(委託料)

第9 組合は、第6の規定に基づく委託契約により支援事業を行う場合は、相談件数を基本として算定した額を、当該年度の予算を上限として支払うものとする。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文(抄)

平成19年4月1日から施行する。

改正文(抄) (平成23年9月14日告示第18号)

平成23年9月26日から施行する。

改正文(抄) (平成25年3月29日告示第13号)

平成25年3月29日から施行する。

別記（第8関係）

包括的支援事業実績報告書		構成市町・支援センター名	
介護に関する相談	介護方法や介護の悩みに関する相談		件
	精神及び認知症に関する相談		件
	介護者及び家族に関する相談		件
医療に関する相談			件
介護保険に関する相談	介護保険制度に関する相談（説明）		件
	要介護認定に関する相談		件
	ケアプラン作成に関する相談		件
	介護サービスに関する相談	訪問サービス	件
		通所サービス	件
短期入所サービス		件	
その他サービス		件	
高齢福祉サービスに関する相談	生活の支援に関すること		件
	介護予防・生きがい活動支援に関すること		件
	家族の介護に対する支援に関すること		件
健康づくりと保健事業に関する相談			件
施設入所に関する相談	介護保険対象施設		件
	介護保険対象外施設		件
福祉用具に関する相談	介護保険制度		件
	その他		件
住宅改修に関する相談	介護保険制度		件
	その他		件
諸制度に関する相談	諸手帳に関する相談		件
	諸手当に関する相談		件
	その他		件
状況把握			件
苦情に関すること			件
年金・保険に関する相談			件
財産（土地・住宅等）に関する相談			件
人権擁護に関する相談			件
その他の相談			件
合 計			件

備考 件数は延べ件数とする。